

広島市告示(東区)第19号

平成27年2月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第20号

平成27年2月24日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のように設置します。

その関係図面は、平成27年2月25日から同年3月10日まで東区維持管理課において縦覧します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 使用開始の期日, 区域. Row 1: 戸坂くるめ木第三公園, 東区戸坂くるめ木一丁目43番, 平成27年2月25日, 別図のとおり。

別図略

広島市告示(東区)第21号

平成27年2月24日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として、下記のとおり認可しました。

広島市長 松井一實

記

- 1 名称 矢賀新町南組町内会
2 規約に定める目的 この会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって住民相互の連絡・環境の整備・集会所の維持管理等を行い、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。
3 区域 広島市東区矢賀新町三丁目1番全域と2番1号 広島市東区矢賀新町四丁目1番5号～28号 広島市東区矢賀新町四丁目4番4号～6号 広島市東区矢賀新町四丁目5番11号と31号 広島市東区矢賀新町五丁目全域
4 事務所 広島市東区矢賀新町五丁目4番20号

5 代表者 広島市東区矢賀新町五丁目4番20号 吉田 克

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 認可年月日 平成27年2月24日

広島市告示(東区)第22号

平成27年2月26日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年2月26日から平成27年3月13日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員, 敷地の延長. Rows for 市道 東1区82号線, showing changes between 10118番 and 10114番.

広島市告示(東区)第23号

平成27年2月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年2月26日から平成27年3月13日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始区間, 供用開始の期日. Row for 市道 東1区82号線, showing the start of use for the area between 10118番 and 10114番.

広島市告示(東区)第24号

平成27年2月26日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年2月26日から平成27年3月13日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員, 敷地の延長. Row for 市道 東1区82号線, showing the change in the area between 10118番 and 10114番.

市道	東3区259号線	東区中山北町2637番4地先から	旧	メートル 2.50 ～ 2.50	メートル 13.66
		東区中山北町2637番4地先まで	新	メートル 5.00 ～ 5.00	メートル 13.66

広島市告示(東区)第25号

平成27年2月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年2月26日から平成27年3月13日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東3区259号線	東区中山北町2637番4地先から 東区中山北町2637番4地先まで	平成27年2月26日

広島市告示(東区)第26号

平成27年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(南区)第18号

平成27年2月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第19号

平成27年2月3日

広島駅南口第三駐輪場A及び広島駅南口第三駐輪場B内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、2月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第20号

平成27年2月6日

広島駅南口第三駐輪場B内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、2月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第21号

平成27年2月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第22号

平成27年2月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第23号

平成27年2月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第24号

平成27年2月18日

広島駅南口第一駐輪場及び広島駅南口第五駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、2月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(南区)第25号**

平成27年2月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示(南区)第26号

平成27年2月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第27号**

平成27年2月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示(南区)第28号

平成27年2月27日

天神川南自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、2月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(南区)第29号**

平成27年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示(西区)第11号

平成27年2月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(西区)第12号**

平成27年2月3日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、1月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
広島市告示(西区)第13号

平成27年2月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(西区)第14号**

平成27年2月5日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、2月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
広島市告示(西区)第15号

平成27年2月9日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、2月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示(西区)第16号**

平成27年2月10日  
広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第17号

平成27年2月12日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更し、廃止します。

その関係図面は、平成27年2月12日から同年2月26日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等            | 所在（起点及び終点）                         |
|----|-----------------|------------------------------------|
| 新  | 里道<br>西5区147号里道 | 井口二丁目1144番地先から<br>井口二丁目1142番2地先まで  |
| 旧  | 里道<br>西5区34号里道  | 井口二丁目1148番1地先から<br>井口二丁目1142番2地先まで |
| 廃止 | 里道<br>西5区34号里道  | 井口二丁目1148番1地先から<br>井口二丁目1144番地先まで  |

広島市告示（西区）第18号

平成27年2月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第19号

平成27年2月17日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、2月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（西区）第20号

平成27年2月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第21号

平成27年2月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第22号

平成27年2月23日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、2月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（西区）第23号

平成27年2月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐南区）第8号

平成27年2月2日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第28号
- 2 指定年月日 平成27年2月2日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内六丁目279番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20m  
延長 56.32m

広島市告示（安佐南区）第9号

平成27年2月4日

次のとおり住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長 松井 一 實

- 1 街区の区域を変更する区域  
安佐南区伴中央六丁目の街区の一部
- 2 変更の内容  
別図のとおり。
- 3 変更期日  
平成27年2月9日

~~~~~

安佐南区伴中央六丁目街区変更

別図

